

令和4年4月1日

入札参加業者 各位

五條市 契約検査課

総合評価落札方式における技術提案書の提出について

令和4年度以降に公告する総合評価落札方式について、入札参加申込書とともに提出を求めていたすべての技術提案書のうち、『企業の施工実績等』に係る書類の提出を事後審査とします。

事後審査とは、『企業の施工実績等』について入札参加者が自己採点した値と施工計画における技術提案（発注者が評価）の評価点及び入札価格をもとに、算出した評価値が最も高い者についてのみ根拠資料等の提出を求め審査を行うものです。

なお、技術提案書（事前）とは、入札参加者全員が、対象工事の公告から技術提案書（事前）の提出日までに提出する資料のことをいい、技術提案書（事後）とは、開札の結果、落札候補者のみが指定する期日までに提出する資料のことをいいます。

詳細については、別添の『◎総合評価落札方式における技術提案書の提出フロー図』をご確認ください。

奈良県五條市岡口一丁目3番1号

五條市役所 市長公室

契約検査課 入札契約係